

## 議 事 録

会議名		釧路市障がい者自立支援協議会 第4回相談支援部会
事務局		釧路市障がい福祉課障がい福祉担当 釧路市障がい者基幹相談支援センター
開催日時		令和3年11月22日(月)15:00~16:30
開催場所		釧路市総合福祉センター 1階大ホール
出席者	委員	<p>参加者:30名 欠席者4名</p> <p>佐々木部会長(ソーシャルカフェ)、西副部会長(つばさ)、山本副部会長(Kc マヴィ)、中村・橘(ハート釧路)、大塚・吉川(自立センター)、平間・赤本・森谷・是安(あいけあ)、久保(児童発達支援センター)、高野・葛野(のおと)、長田(あ〜かす)、春木(ウルカス)、土田(鶴が丘)、工藤(クローバー)、武田(サハス)、森山(にじ)、二瓶・妹尾(いっ歩)、西川(リール)、八木沢(結)、岸・稲澤(ソラ)、町田(いまじん)、酒田(つぼみ)</p> <p>議事録担当:大友、倉野(いんくる) (敬称略)</p>
	事務局	<p>出席6名</p> <p>田仲主査、豊巻主事、若園主事(障がい福祉課) 竹内・金子・近藤(釧路市基幹相談支援センター)</p>
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 挨拶 相談支援部会 部会長 佐々木 寛</li> <li>2. 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)事例検討 「不登校児の社会生活能力が向上するアプローチ」 「他者介入が難しい保護者に対する支援」 (地域生活支援センターハート釧路)</li> <li>(2) その他                 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域生活支援拠点等整備事業について</li> <li>2. 65歳に到達による介護保険サービスへの移行に対する対応について</li> <li>3. 相談支援体制について</li> <li>4. 基幹相談支援センター研修会について</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>3. 閉会</li> </ol>

# 議 事 内 容

## 1. 挨拶

釧路市障がい者自立支援協議会 相談支援部会長 佐々木 寛

## 2. 議 事

### (1)事例検討

#### ◆事務局より

相談支援専門員が日々行っている支援の中で悩みや思いを発表する場、共有する場、検討する場として、事例検討をする機会を設けた。利用者の視点に立って検討して頂きたい。

◆事例提供者 地域活動支援センターハート釧路 中村氏

◆事例テーマ 「不登校児の社会生活能力が向上するようなアプローチ」  
「他者介入が難しい保護者に対する支援」

◆事例提出理由 別添の事例検討シート参照。

#### ◆基本情報

- 本人は高校に通っている女性
- 難病について、市外で治療を行う
- 最近学校に行けていない
- 放課後等デイサービスには結びついている
- 母親との二人暮らし。実は母親も精神障がいを抱えており、自分の事で精一杯で本人への養育はあまりできていない。

#### ◆本人の思い

- 学校は話ができる友達がいない。学校の先生も話を聞いてくれないから学校には行きたくない。デイは、静かに過ごせて、ゲームもできるので楽しい。家でも親と遊びたいが、断られるので他の子が羨ましい。

#### ◆質疑応答(●は質問 ⇒は回答)

- 現在通われている高校は普通高校か特別支援学校か  
⇒特別支援学校である。
- 本人の病気の進行について  
⇒軽く走る程度なら問題は無い。
- 小学校の時に支援学級に行くのは、本人が了承しているのか  
⇒本人の意志では無い。
- 学校に行けなくなったキッカケは  
⇒友達が出来ない。何かあった時自分だけが怒られる。
- 本人と支援者との関係性について

# 議 事 内 容

⇒会った時は色々話をしてくれる。

●中学校の時はどうだったのか

⇒仲の良い友人もいて遊びにも行っていた。

●母親からの相談について

⇒家族関係や手続き等の相談がある。

●学校の対応は

⇒担任の先生が時々家に来る

●家族の関係性について

⇒元夫が家族支援のため出入りしている。

実質同居している状況と変わらない。

●本人と両親の距離感と関係性について聞きたい。

⇒特に悪くは無い。一緒にゲームをすることもある仲である。

●このケースで一番困っている人は誰か

⇒対人関係で上手く関われない母親と学校、支援者で本人は困っていない。

●本人のIQは

⇒聞き取りはしていないためわからないが、対話はできており、ある程度理解力もある。

●今の状況はネグレクトではないか

⇒周囲から見ればほぼネグレクトではある。

●学校に行かせたい理由

⇒母親の都合(子どもがいると辛い)

## ◆グループ分け

1 グループ: 西、赤本、久保、稲澤

2 グループ: 山本、橘、妹尾、町田、武田

3 グループ: 高野、是安、春木、工藤、二瓶

4 グループ: 平間、土田、森山、西川

5 グループ: 吉川、長田、岸、酒田

6 グループ: 大塚、葛野、倉野、森谷、大友、千葉、八木沢

## ◆グループに分かれての検討と発表(発表順に記載)

3 グループ

課題点

- ・本人が学校や放課後等デイサービスに通う動機づけがなされていない。
- ・家族が本人の気持ちに応えられていない。
- ・自己認知が出来ていない。自分を知る経験をしていない。

目標と社会資源

- ・カウンセリングが出来るような放課後デイサービスが増えたら良い。

# 議 事 内 容

## 6 グループ

### 課題点

- ・放課後等デイサービスには行けているのに学校にいけない理由の検証。

### 目標と社会資源

- ・学校に行くための動機付け(筋トレが好きというストレンクスをどう活かす)
- ・目的意識等を一つずつ丁寧に確認していくべき。

## 5 グループ

### 課題点

- ・今のままでもいいのではないか。
- ・困っていることに優先順位を付けて、一緒に解決していくべき。

### 目標と社会資源

- ・社会性を伸ばすための短期目標、長期目標もそのままが良い。
- ・通学を考えるのであれば、母親から不登校の相談を教育委員会にする。
- ・通所している放課後等デイサービスの利用者から楽しさを語ってもらい、通学への動機づけを行う。

## 4 グループ

### 課題点

- ・母子関係に注目、ネグレクトとも取れる関係性がある。母親へのサービス利用を検討が必要ではないか。

### 目標と社会資源

- ・長期目標としては穏やかに過ごす。短期目標としてはイライラしたら運動をする。
- ・相談できる相手をつくる。(スポーツ系の放課後等デイサービスや一般のスポーツジム等でのスタッフとの関わりを構築することで、自分が話しやすい人が増えていき、生きやすくなるのではないだろうか。)

## 1 グループ

### 課題点

- ・本人自身が強みや興味を理解していない。自己理解することが必要。
- ・本人にあった環境調整が出来ていない。
- ・家族全般の課題もある。

### 目標と社会資源

- ・興味のあることを見つけられるような環境を提供。
- ・フリースクールや本人が楽しく過ごせる場所の紹介、本人の興味のあることを見つけ、将来的なことへ結びつけていく。今後、卒業後の就労等の説明を行い、将来性の見通しを付けてあげることも必要。

## 2 グループ

### 課題点

- ・本人の意思や気持ちが汲み取れていない。(本人の希望も無いまま進んでいる)
- ・学校のコーディネーターを交えて今後の支援について検証が必要。

# 議 事 内 容

## 目標と社会資源

- ・本人のニーズを整理する。
- ・今後の活動について目標を設定する。

## 事例提供者より

多くの意見を頂き、参考になった。話を聞く中で社会資源の部分や放デイと学校のつながり、そのやりとりを上手く調整できればいいと感じた。

## 部会長より

1、2、3グループのアセスメント、分析、評価もその通りだと思った。5グループの考え方、課題があれば、クライシスインターベンションをするというのもその一つではあるが、事例提供者は相談支援専門員として何かもう少しできることがあるのではないかと、本人の将来的にとってももう少し何かできることはないだろうかという揺れを感じて事例に挙げたのではないかと。4グループは、サービスが出ていたが、サービスよりもこのケースの場合は根底的な分析が必要で、支援者間で協力しながら、今何が出来るかを具体的に検討することが重要だった。6グループもその通りだが、もう少し具体的なことがあった方がよかったのではないかと。

## (2)その他

### 事務局より

#### 1. 地域生活支援拠点等整備事業について

現時点で、事前登録者は0人、短期入所の定員超過利用による協力事業者数は5事業所で変わりはない。令和3年7月～10月の実績は、事前登録にかかる相談が1件、他のコーディネーター業務が25件。コーディネーターの取り組みとして、事業説明用のリーフレットを作成し、市内の特定相談支援事業所、福祉サービスの事業所にメールで送信している。今後の周知活動として、当事者団体への説明を予定している。

相談支援事業所を訪問した際に利用要件についての話があった。今後は、緊急時に本人から連絡するのではなく、連絡は誰から行ってもいいこととしたい。また、具体的な事例を望む声もあったが、事例に関してはケースバイケースなので難しい。捉え方としては、次の支援、入所やGHの入居等サービスが決まっているが、不安定な状況にある場合を想定している。事前登録に至らなくても、緊急時を回避できるように取り組むことができればいいと考えている。

#### 2. 65歳に到達による介護保険サービスへの移行に対する対応について

65歳に到達した障害福祉サービスを利用されている方で、居宅介護、短期入所、補装具などを利用している場合には、介護保険にも同様のサービスがあるため、誕生日の3ヶ月前には、計画相談の担当者へ市より連絡し、計画相談から本人に移行にかかる説明してもらい、申請頂いている。昨年度の移行対象者は、17名だった。

課題としては、要介護(要支援)認定の申請に遅れがあることや障害特性等で移行が出来ないことがあげられる。そのため、地域包括支援センターの所長会議で連携の協力依頼を行った。

協力依頼内容として介護移行への説明時に、本人と相談支援専門員が地域包括支援センターと一緒に行く、また地域包括支援センター職員が訪問することが可能であり、介護保険への移行時には積極的に地域包

# 議 事 内 容

括支援センターを活用していただきたい。

また、介護保険で要支援1しか取れなくて、介護の制度に乗れない場合にも地域包括支援センターに相談し、障がい福祉課、介護高齢課で協議しながら対応を考えていきたいと思っている。

### 3. 「釧路市障がい者地域生活拠点等事業」と「ライフサポートさわらびの短期入所 空所確保事業」の違いについて

「釧路市障がい者地域生活拠点等事業」(以下 拠点等事業)は、今年の1月25日から開始している。

相談支援部会でも協議をしてもらい、スタートした事業である。

今回説明する、「ライフサポートさわらびの短期入所 空床確保事業」(以下 空床確保事業)は、平成30年より「釧路障がい福祉計画等圏域連絡協議会」(以下 圏域協議会)において検討を開始し、「緊急時に利用できる居室の確保」を整備したものである。

両事業の相違について、利用対象者は、拠点等事業が居宅生活を送る緊急時に支援が見込まれない重度者等としている。空床確保事業では、介護者の急病等やむを得ない理由により緊急時の受け入れ対応が必要な障がい者としているが、医療的ケアの対応が必要な方、他害行為のある方は対象外としている。

利用方法は、どちらも事前登録制であるが、拠点等事業の方は、拠点コーディネーターが助言を行う。また、緊急時の連絡体制については、拠点等事業が地域定着支援を活用した24時間の連絡体制を取っているが、空床確保事業の方は各市町村に取り扱いが任されている。

緊急時の受け入れ先としては、拠点等事業が、事前登録時に調整することとしており、市内短期入所を主な受け入れ先としているが、空床確保事業では、ライフサポートさわらびの短期入所の空床を2床確保しており、受入れ先としている。

どちらの事業も障がい者が地域で安全・安心に住み続けていくために緊急時の受け入れを行うが、拠点等事業は、重度の障がい者を対象に24時間の連絡体制の確保を行うものであり、地域生活のリスクの高い世帯を対象にしている。一方の空床確保事業は、緊急時の受け入れのみを行う事業となっており、リスクの低い世帯を対象に広く利用してもらうことを目的としている。

両事業は、対象者と対応方法が異なるため、障がい者の状態像により、使い分けながら安心・安全な地域づくりを推進したいと考えている。また、ライフサポートさわらびの事前登録方法については、決まり次第相談支援部会でも周知し、登録を募りたい。

### 4. 相談支援体制について

基幹相談支援センターの委託を音別憩いの郷が来年度で終了する。今後の相談支援体制について自立支援協議会や社会福祉法人等と協議を行っている。

今回は頂いた意見から、相談支援体制フロー等の見直しを行ったため、説明を行う。

相談支援体制フローについて、以下の意見を頂いた。

- ①委託相談への相談は、病院(退院時期等)や警察(近隣トラブル等)等の関係機関からの相談が多く、本人からの相談は少ない。
- ②委託相談事業所では、引きこもり等の対応など計画相談では困難な対応を受けて、精査してから計画相談に渡している。
- ③計画相談と計画相談に乗らない相談(基本相談)を交差しながら行っている。フロー図の体制だけでは解決

## 議 事 内 容

しない。委託相談が対応を行っている事例があるという意見だった。

新しい相談支援フローとして、当初より困難、というものを新たに追加した。今までの説明では、相談支援事業所で困難な事例があった場合には、基幹相談支援センターに相談しましょう。基幹相談支援センターでは、個別の支援会議を開いて課題について話し合しましょう、という図だった。計画相談に乗る相談であれば、相談支援事業所、乗らないような場合には委託相談に、というものだった。

皆さんから頂いた意見で、最初から多くの課題があって、そのまま相談支援事業所が受け取る場合がある、というものがあつた。

そこで、当初から基幹相談支援センターに相談できる流れをつくるようにした。この流れにより、①と②への対応が可能だと考える。しかし、③についてはフロー図だけでは解決できないと思われる。相談支援は、色々な対応方法があってもいいのかと考えており、フロー図がなくても経験やスキルのある相談支援専門員では自分で解決することも考えられる。大切なのは、大まかな相談支援の枠組みをつくり、役割分担を明確にし、計画相談と委託相談が連携すること、スキルや経験の少ない相談支援専門員が困難な事例を支援する時に方向性を一緒に考えていくプロセスであり、それらが必要だと考えている。

このフロー図を実現するために令和5年から基幹相談支援センターのあり方を見直そうと考えている。仕様書の内容は大きくは変えないが、業務の遂行方法の変更を検討している。

業務内容として、

- ①単発的な相談支援は行うが、継続的な支援は委託相談、または計画相談に引き継ぐ。
- ②困難ケースは、相談支援体制フローに基づく対応を行う。
- ③相談支援事業所等からの来所・電話による相談受付の他、定期的な訪問による情報提供、意見交換など、アウトリーチ型の支援も行う。

いままでは、基幹相談支援センターに相談し、一緒に動いてもらっていたが、今後は直接支援を行わず、後方支援と地域づくりを基幹相談支援センターの仕事とする。困難事例がある場合には、相談を持ち込み、個別の支援会議を開いてもらう、基幹相談支援センターの役割はそれだけになる。基本的に計画相談と同行などはしない方向で考えている。

委託相談事業の内容変更について、釧路市では委託相談事業として、地域移行等相談支援事業、就労促進等相談事業、地域生活相談支援事業という3つの事業を3つの事業所に委託している。今後は、これを2つの内容にし、数社に委託しようと考えている。国が示す委託相談の業務内容に見直し、市内在住者と居住地特例者で分けようと考えている。以上が、相談支援体制フローの説明になる。

### 5. 障がい者基幹相談支援センター研修会について

釧路市「地域で障がい者を支えるための理解を深める」研修会についての周知。

### 6. 閉会

以上